

令和5年8月8日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年8月8日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	欠 員	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一 欠員 13番委員

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【基盤・一般】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。
令和5年度第5回高森町農業委員会総会を開会いたします。
総会の成立について、本日の出席者12名、欠席者1名、欠員1名、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会議の成立を報告いたします。
それでは、会長に御挨拶をよろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
本日は、皆さん忙しい中、また足元の悪い中、総会に出席していただき、ありがとうございます。
今ちょうど、台風が接近しております。
この台風、なかなか進路が定まらなく、東へ西へと進みながら、ようやく当初予定よりも九州の西を北上していくようになりました。
また、明日が一番熊本に接近すると思います。
それによって、また暴風雨圏内にも入る可能性もありますので、台風に対しての備えをよろしく願います。
また、台風が通った後、極力農作物の被害等がでないように願っておる次第であります。
明日、台風が来ますので、どうか皆さん備えをしていただくよう、よろしく願いいたします。
本日の、総会はいろいろと議題がありますが、決議するのは3条の議題が数件あります。
そのあと、事務局から説明があるそうです。
基盤強化法とか、農地の相続もありますので、皆さんと一緒に審議の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、会議規則の第4条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行を会長によろしく願いいたします。

議長 はい。それでは、進めていきたいと思っております。

事務局 「議第18号」
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和5年8月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名です。
こちらからの指名ということですので、指名してよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は10番委員と、12番委員にお願いします。

事務局 次、「報告第8号」
農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和5年8月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この案件は相続ですので、事務局から説明してもらいます。

事務局 それでは、私から、こちらの案件について説明させていただきます。
筆数が多いのでページをまたぎます。
4ページ、5ページをお開きください。
まず、番号1です。
土地の所在地は下記に書いてあるとおり、相続人、届出日、あつせん希望、被相続人等をご覧のとおりです。
親から子への相続です。
補足資料は3ページをご覧ください。
こちらのカラーの地図に書いてある、赤い線で示してあるところです。こちらが当該地です。

続きまして、番号2、こちらも親から子への相続です。
土地の所在地、相続人、被相続人、届出日、あつせん希望等をご覧のとおりです。
補足資料は4ページ、5ページの赤い線で示してあるところです。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和5年8月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは3条の議案ですので、番号1は、4番委員から説明をお願いします。

4番委員 これは、土地所有者が高齢の上、千葉県に居住されておられまして、相手方の要望により農地を売り渡したいということです。
隣接地の方が買い受けるということです。
売買でございます。
参考資料は10ページ、11ページです。
よろしくをお願いします。

事務局 事務局から補足します。
こちらの3条の許可基準としましては、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
以上です。

議長 はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この番号1については可決いたします。
次、番号2、これは担当委員の1番委員から説明をお願いします。

1番委員 では、番号2番です。
譲受人、譲渡人は、下記のとおりでございます。
農業の廃止により農地を売却するということでございます。
土地は5筆です。
補足資料については、12ページから17ページです。
よろしくお願いたします。

事務局 事務局から補足させていただきます。
こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
以上です。

議長 はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。
次、番号3、これは5番委員から説明をお願いします。

5番委員 番号3につきましてご説明いたします。
譲受人、譲渡人は以下のとおりです。
農地の情報は左記のとおりでございます。
農業廃止による農地の売却です。
補足資料は、18、19ページです。
よろしくをお願いします。

事務局 事務局から補足させていただきます。
こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決します。
次、番号4、この担当委員の4番委員から説明をお願いします。

4 番委員	番号 4、譲渡人、譲受人は、下記のとおりです。 経営の縮小による農地の売却でございます。 参考資料は、20、21 ページでございます。 よろしく申し上げます。
事 務 局	こちら事務局から補足させていただきます。 こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 以上です。
議 長	はい。今、説明がありましたが、この件について、何か質問はありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということですので、この議案も可決いたします。 次、番号5の担当委員は9番委員ですので、よろしく申し上げます。
9 番委員	番号5、譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおりです。 農地の相続者が農業をしないため、売却するということです。 補足資料は、22、23 ページです。 よろしく申し上げます。
事 務 局	こちら事務局から補足させていただきます。 こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 以上です。
議 長	はい。今、説明がありましたが、この件についても、何か質問はありませんか。
(複数委員)	ありません。

議 長 ないということですので、この議案も可決いたします。
次、番号6、この担当委員は3番委員ですので説明をお願いします。

3番委員 番号6です。
譲受人、譲渡人、農地の情報は、左記のとおりです。
補足資料は、24ページから27ページです。
農業廃止による農地の売却ですが、農地の所有者は福岡在住ですので、譲受人が小作者として現在まで耕作しております。
以上、審議、よろしく申し上げます。

事務局 こちらも事務局から補足させていただきます。
こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
以上です。

議 長 今、説明がありましたが、この件についても、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

事務局 次、「議第20号」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について【中間管理・農地バンク一括方式】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和5年8月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは基盤強化法による農地バンクですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、私から説明いたします。
こちらは筆が多いので、14ページから16ページまでです。
番号1、権利の種類は賃貸借権の設定です。

こちらは土地の所有者が亡くなりましたので、代表相続人が農業公社を通して、借受人に土地を賃貸するものです。

土地につきましては、14ページから16ページに記載のとおりです。

補足資料は29ページのとおりです。

続きまして、番号2、こちらも賃貸人が農業公社を通して借受人に土地を賃貸するものです。

土地につきましては、16ページに記載のとおりです。

補足資料は30ページです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、説明がありましたが、この件について、何か質問はありませんか。

4番委員 小作料について質問します。
これは、この法人が設定されている価格ですか。

事務局 そうですね。
あくまでも、この法人が相手と協議し設定されている金額です。

4番委員 ほかのところも法人であれば、全部がそういうふうな値段になっているんですか。

事務局 この法人の場合、農地のランクをABCで評価されておられまして、この案件ですと圃場が結構まとまっているので、この価格というところだと思います。

農地の場所が良いということで、この価格になったと思われま

4番委員 はい、分かりました。

議長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件については承認いたします。

「議第21号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年8月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案も農用地の集積計画ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらも事務局から説明させていただきます。

18ページをお開きください。

番号1番です。

本案件は、新規の賃貸借権の設定です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は、左記に書いてあるとおりです。

契約期間はここに記載のとおりです。

土地等の情報も記載のとおりです。

補足資料は32ページをご覧ください。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。この件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても承認いたします。

これで、今回の議案は全て終わりました。

本日は、お疲れ様でした。